

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

別記
1 削 除

2～7 (略)

別表1 営業区域
1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

| 区 分 | | 通信を行うことができる地域 |
|--------|-----|---|
| 北海道地区 | 北海道 | 札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市 |
| 東北地区 | (略) | (略) |
| | 岩手県 | 盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、 <u>遠野市</u> 、二戸市、花巻市、宮古市、陸前高田市 |
| | (略) | (略) |
| 関東甲信越地 | (略) | (略) |

第1章～第13章 (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

別記
1 通話モードに係る通信料
KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの
その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

| 料 金 種 別 | | 料 金 額 |
|---------|---------|-------------------------|
| | | 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額） |
| 5G通信料 | 5Gからの通信 | 20円(22円) |

2～7 (略)

別表1 営業区域
1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

| 区 分 | | 通信を行うことができる地域 |
|--------|-----|---|
| 北海道地区 | 北海道 | 札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市 |
| 東北地区 | (略) | (略) |
| | 岩手県 | 盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、 <u>二戸市</u> 、花巻市、宮古市、陸前高田市 |
| | (略) | (略) |
| 関東甲信越地 | (略) | (略) |

| | | |
|------|-----|--|
| 区 | 千葉県 | 千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市 |
| | (略) | (略) |
| | 長野県 | 長野市、安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、千曲市、茅野市、東御市、中野市、松本市 |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 関西地区 | (略) | (略) |
| | 兵庫県 | 神戸市、相生市、明石市、赤穂市、朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市 |
| | (略) | (略) |
| 中国地区 | 広島県 | 広島市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、竹原市、廿日市市、東広島市、福山市、府中市、三原市、三次市 |
| | 岡山県 | 岡山市、赤磐市、浅口市、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市、備前市、真庭市 |
| | (略) | (略) |
| | 島根県 | 松江市、出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市 |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和 6 年 1 月 1 日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2～別表 7 (略)

附 則 (令和 5 年 12 月 19 日経企第 3308 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

| | | |
|------|-----|--|
| 区 | 千葉県 | 千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市 |
| | (略) | (略) |
| | 長野県 | 安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市 |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 関西地区 | (略) | (略) |
| | 兵庫県 | 神戸市、淡路市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市 |
| | (略) | (略) |
| 中国地区 | 広島県 | 広島市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、三原市、三次市 |
| | 岡山県 | 岡山市、赤磐市、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、津山市、新見市、備前市、真庭市 |
| | (略) | (略) |
| | 島根県 | 松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市 |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和 5 年 11 月 1 日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2～別表 7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第14章 (略)

第1章～第14章 (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

別記
1 削 除

別記

1 通信料

(1) 通話モードに係るもの

KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

| 料 金 種 別 | | 料 金 額 |
|---------|-----------|-------------------------|
| | | 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額） |
| X i 通信料 | X i からの通信 | 20円 (22円) |

(2) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

| 料 金 種 別 | | 料 金 額 |
|---------|-----------|-------------------------|
| | | 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額） |
| X i 通信料 | X i からの通信 | 20円 (22円) |

2～7 (略)

2～7 (略)

別表1～別表7 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（令和5年12月19日経企第3308号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第2号のAを次のように改めます。
(1) (ア)の②のBを次のように改めます。
B 削除
(2) (イ)の②のBを次のように改めます。
B 削除
- 4 経企第903号(平成28年9月16日)の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。
(2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用は、次に定めるところによります。
ア データLパック等の適用を受けているX i (そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額(月額) | | |
|----------|--------------|---------------|---------------|
| | データLパック(大容量) | シェアパック20(大容量) | シェアパック30(大容量) |
| 2ndステージ | 200円 | 8000円 | 1,000円 |
| 3rdステージ | 400円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 4thステージ | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| プラチナステージ | 600円 | 1,400円 | 1,900円 |

- イ データLパック等の適用を受けているX i (そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間(その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額(月額) | | |
|--------------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | データLパック(大容量) | シェアパック20(大容量)又はビジネスシェアパック20 | シェアパック30(大容量)又はビジネスシェアパック30 |
| 48か月超え 96か月まで | 200円 | 8000円 | 1,000円 |
| 96か月超え 120か月まで | 400円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 120か月超え 180か月まで | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 180か月超 | 600円 | 1,400円 | 1,900円 |

5 経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の附則第 3 項第 3 号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の一号を加えます。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けている X i（その X i の契約者名義が個人であるとき及びその X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、その d ポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がブラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） |
|----------|--------------|
| ブラチナステージ | 200 円 |

イ らくらくパックの適用を受けている X i（その X i の契約者名義が法人であるとき又はその X i の契約者名義が個人である場合であって、その X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が 180 か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） |
|---------|--------------|
| 180 か月超 | 200 円 |

6 経企第 489 号（平成 30 年 5 月 18 日）の附則第 3 項第 4 号中「(1)から(3)以外」を「(1)及び(4)以外」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の一号を加えます。

(4) データSパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けている X i（その X i の契約者名義が個人であるとき及びその X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） | | | | |
|----------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| | データSパック （小容量） | データMパック （標準） | シェアパック5 （小容量） | シェアパック10 （小容量） | シェアパック15 （標準） |
| 2nd ステージ | － | 100 円 | 100 円 | 400 円 | 600 円 |
| 3rd ステージ | － | 200 円 | 200 円 | 600 円 | 800 円 |
| 4th ステージ | － | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| ブラチナステージ | 300 円 | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,100 円 |

イ データSパック等の適用を受けている X i（その X i の契約者名義が法人であるとき又はその X i の契約者名義が個人である場合であって、その X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以

下記と同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | |
|----------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| | データSパック （小容量） | データMパック （標準） | シェアパック5 （小容量） | シェアパック10 （小容量） | シェアパック15 （標準） |
| 48 か月超え 96 か月まで | - | 100 円 | 100 円 | 400 円 | 600 円 |
| 96 か月超え 120 か月まで | - | 200 円 | 200 円 | 600 円 | 800 円 |
| 120 か月超え 180 か月まで | - | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| 180 か月超 | 300 円 | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,100 円 |

7 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 20 項第 3 号を次のとおり改めます。

(1)アの(ア)の②の B を次のように改めます。

B 削除

(2)アの(イ)の②の B を次のように改めます。

B 削除

(3)オの(ア)の①の A を次のように改めます。

A B 以外のもの

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|------------------|-------------------|
| | ベーシックシェア パック（ステ ップ1） | ベーシックシェア パック（ステ ップ2） | ベーシックシェア パック（ステ ップ3） | ベーシックシェア パック（ス テップ4）又 はウルトラシェア パック30 | ウルトラシェア パック50 | ウルトラシェア パック100 |
| 2nd ステージ | 100 円 | 400 円 | 600 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| 3rd ステージ | 200 円 | 600 円 | 800 円 | 800 円 | 1,000 円 | 1,200 円 |
| 4th ステージ | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,200 円 | 1,800 円 |
| プラチナステージ | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 | 1,200 円 | 1,400 円 | 2,100 円 |

(4)オの(ア)の①の B を次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|------------------------|
| | ベーシックパッ ク（ステップ 1） | ベーシックパッ ク（ステップ 2） | ベーシックパッ ク（ステップ 3） | ベーシックパッ ク（ステップ 4） | ウルトラデー タ L パック | ウルトラデー タ L L パック |
| 2nd ステージ | - | - | 100 円 | 100 円 | 100 円 | 200 円 |
| 3rd ステージ | - | - | 200 円 | 200 円 | 200 円 | 400 円 |
| 4th ステージ | - | - | 400 円 | 600 円 | 500 円 | 600 円 |

| | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| プラチナステージ | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 | 500円 | 700円 |
|----------|------|------|------|------|------|------|

(5)オの(ア)の②のAを次のように改めます。

A B以外のもの

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|
| | ベーシックシェアパック（ステップ1） | ベーシックシェアパック（ステップ2） | ベーシックシェアパック（ステップ3） | ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30 | ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50 | ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100 |
| 48か月超え 96か月まで | 100円 | 400円 | 600円 | 600円 | 800円 | 1,000円 |
| 96か月超え 120か月まで | 200円 | 600円 | 800円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 120か月超え 180か月まで | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 180か月超 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,400円 | 2,100円 |

(6)オの(ア)の②のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------|
| | ベーシックパック（ステップ1） | ベーシックパック（ステップ2） | ベーシックパック（ステップ3） | ベーシックパック（ステップ4） | ウルトラデータLパック | ウルトラデータLLパック |
| 48か月超え 96か月まで | - | - | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 |
| 96か月超え 120か月まで | - | - | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 |
| 120か月超え 180か月まで | - | - | 400円 | 600円 | 500円 | 600円 |
| 180か月超 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 | 500円 | 700円 |

(7)カに次の(コ)を加えます。

(コ) ケータイパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア ケータイパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX iの契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| | |
|----------|--------------|
| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） |
| プラチナステージ | 300 円 |

イ ケータイバックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超の場合であって、そのX iの契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| | |
|--------|--------------|
| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） |
| 180か月超 | 300 円 |

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

附 則 (令和 5 年 12 月 19 日経企第 3308 号)
(実施期日)

- 1 この附則は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第 848 号 (平成 17 年 10 月 25 日) の附則第 3 項第 2 号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア) の②の D を次のように改めます。
D 削 除
 - (2) (イ) の②の D を次のように改めます。
D 削 除
- 4 経企第 1200 号 (平成 22 年 2 月 22 日) の附則第 3 項第 2 号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア) の②の B を次のように改めます。
B 削 除
 - (2) (イ) の②の B を次のように改めます。
B 削 除
- 5 経企第 903 号 (平成 28 年 9 月 16 日) の附則第 3 項第 2 号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の一号を加えます。
 - (2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割プラス) の適用は、次に定めるところによります。
ア データLパック等の適用を受けている F O M A (その F O M A の契約者名義が個人であるとき及びその F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員 (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) であるときに限ります。) に係る定額通信料について、サービスステージ (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に応じて、次表に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額 (月額) | | |
|----------|---------------|-----------------|-----------------|
| | データLパック (大容量) | シェアパック 20 (大容量) | シェアパック 30 (大容量) |
| 2nd ステージ | 200 円 | 8000 円 | 1,000 円 |
| 3rd ステージ | 400 円 | 1,000 円 | 1,200 円 |
| 4th ステージ | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 |
| プラチナステージ | 600 円 | 1,400 円 | 1,900 円 |

イ データLパック等の適用を受けている F O M A (その F O M A の契約者名義が法人であるとき又はその F O M A の契約者名義が個人である場合であって、その F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。) に係る定額通信料について、当該料金月のその F O M A 契約に係る経過期間 (その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。) に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | |
|----------------------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| | データLパック（大容量） | シェアパック 20（大容量）、ビジネスシェアパック 20 | シェアパック 30（大容量）、ビジネスシェアパック 30 |
| 48 か月超え 96 か月まで | 200 円 | 8000 円 | 1,000 円 |
| 96 か月超え 120 か月まで | 400 円 | 1,000 円 | 1,200 円 |
| 120 か月超え 180 か月まで | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 |
| 180 か月超 | 600 円 | 1,400 円 | 1,900 円 |

6 経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の附則第 3 項第 3 号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の一号を加えます。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けている F O M A（その F O M A の契約者名義が個人であるとき及びその F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、その d ポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がブラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） |
|----------|--------------|
| ブラチナステージ | 200 円 |

イ らくらくパックの適用を受けている F O M A（その F O M A の契約者名義が法人であるとき又はその F O M A の契約者名義が個人である場合であって、その F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のその F O M A 契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が 180 か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） |
|---------|--------------|
| 180 か月超 | 200 円 |

7 経企第 489 号（平成 30 年 5 月 18 日）の附則第 3 項第 2 号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の一号を加えます。

(2) データSパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けている F O M A（その F O M A の契約者名義が個人であるとき及びその F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） |
|----------|--------------|
| | |

| | データSパック (小容量) | データMパック (標準) | シェアパック5 (小容量) | シェアパック10 (小容量) | シェアパック15 (標準) |
|----------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| 2nd ステージ | - | 100 円 | 100 円 | 400 円 | 600 円 |
| 3rd ステージ | - | 200 円 | 200 円 | 600 円 | 800 円 |
| 4th ステージ | - | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| プラチナステージ | 300 円 | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,100 円 |

イ データSパック等の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | |
|----------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| | データSパック (小容量) | データMパック (標準) | シェアパック5 (小容量) | シェアパック10 (小容量) | シェアパック15 (標準) |
| 48 か月超え 96 か月まで | - | 100 円 | 100 円 | 400 円 | 600 円 |
| 96 か月超え 120 か月まで | - | 200 円 | 200 円 | 600 円 | 800 円 |
| 120 か月超え 180 か月まで | - | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| 180 か月超 | 300 円 | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,100 円 |

8 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項第2号を次のとおり改めます。

(1) アの(ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) アの(イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(3) オの(ア)の①のAを次のように改めます。

A B以外のもの

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---|------------------|-------------------|
| | ベーシックシエ アパック（ステ ップ1） | ベーシックシエ アパック（ステ ップ2） | ベーシックシエ アパック（ステ ップ3） | ベーシックシエ アパック（ステ ップ4）、 ウルトラシエ アパック30 | ウルトラシエ アパック50 | ウルトラシエ アパック100 |
| 2nd ステージ | 100 円 | 400 円 | 600 円 | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 |
| 3rd ステージ | 200 円 | 600 円 | 800 円 | 800 円 | 1,000 円 | 1,200 円 |
| 4th ステージ | 600 円 | 800 円 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,200 円 | 1,800 円 |

| | | | | | | |
|----------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| プラチナステージ | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,400円 | 2,100円 |
|----------|------|------|--------|--------|--------|--------|

(4) オの(ア)の①のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

| サービスステージ | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------|
| | ベーシックパック（ステップ1） | ベーシックパック（ステップ2） | ベーシックパック（ステップ3） | ベーシックパック（ステップ4） | ウルトラデータLパック | ウルトラデータLLパック |
| 2ndステージ | - | - | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 |
| 3rdステージ | - | - | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 |
| 4thステージ | - | - | 400円 | 600円 | 500円 | 600円 |
| プラチナステージ | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 | 500円 | 700円 |

(5) オの(ア)の②のAを次のように改めます。

A B以外のもの

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--------------------------------|----------------------------------|
| | ベーシックシェアパック（ステップ1） | ベーシックシェアパック（ステップ2） | ベーシックシェアパック（ステップ3） | ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30 | ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50 | ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100 |
| 48か月を超え96か月まで | 100円 | 400円 | 600円 | 600円 | 800円 | 1,000円 |
| 96か月を超え120か月まで | 200円 | 600円 | 800円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 120か月を超え180か月まで | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 180か月超 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,400円 | 2,100円 |

(6) オの(ア)の②のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

| 経過期間 | 定額通信料の減額（月額） | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------|
| | ベーシックパック（ステップ1） | ベーシックパック（ステップ2） | ベーシックパック（ステップ3） | ベーシックパック（ステップ4） | ウルトラデータLパック | ウルトラデータLLパック |
| 48か月を超え96か月まで | - | - | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 |
| 96か月を超え120か月まで | - | - | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 |

| | | | | | | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 120 か月超え 180 か月まで | - | - | 400 円 | 600 円 | 500 円 | 600 円 |
| 180 か月超 | 200 円 | 400 円 | 400 円 | 600 円 | 500 円 | 700 円 |

6 経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）の附則第 3 項第 3 号の A を次のように改めます。

(1) (ア) の②の B を次のように改めます。

B 削除

(2) (イ) の②の B を次のように改めます。

B 削除

7 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 4 項第 4 号の A の (ア) の②の B を次のように改めます。

B 削除

(2) 第 5 項第 2 号の A を次のように改めます。

ア (ア) の②の B を次のように改めます。

B 削除

イ (イ) の②の B を次のように改めます。

B 削除

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|-------|-------|--|--|--------|--|--|--|--------------------------|--|--|--|-----|-----|-------|--|--|------------|--|--|--|-----------|------|-----|-----|-------|---------|-------|-----------|------------------------|
| <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 通話モードに係るもの</p> <p>2-1-1 (略)</p> <p>2-1-2 相互接続通信に係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 削 除</p> | <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 通話モードに係るもの</p> <p>2-1-1 (略)</p> <p>2-1-2 相互接続通信に係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>KDDI株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限りません。)への通信に係るもの</u> <u>その相互接続通話に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通話と合わせて次のア又はイの規定により算定した額</u> <u>から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額</u> <u>ア 以外のもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="4" style="width: 30%; text-align: center;">料 金 種 別</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">ダイヤル通話</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">深夜・早朝</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ワイドスター通信料</td> <td style="text-align: center;">5.5秒</td> <td style="text-align: center;">10秒</td> <td style="text-align: center;">10秒</td> <td style="text-align: center;">12.5秒</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">イ タイプMのワイドスターからのダイヤル通話に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">料 金 種 別</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ワイドスター通信料</td> <td style="text-align: center;">(1)に規定する料金額に2.0を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> | 料 金 種 別 | 料 金 額 | | | | ダイヤル通話 | | | | 次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円) | | | | 昼 間 | 夜 間 | 深夜・早朝 | | | 土曜日・日曜日・祝日 | | | | ワイドスター通信料 | 5.5秒 | 10秒 | 10秒 | 12.5秒 | 料 金 種 別 | 料 金 額 | ワイドスター通信料 | (1)に規定する料金額に2.0を乗じて得た額 |
| 料 金 種 別 | 料 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ダイヤル通話 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昼 間 | 夜 間 | 深夜・早朝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土曜日・日曜日・祝日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ワイドスター通信料 | 5.5秒 | 10秒 | 10秒 | 12.5秒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料 金 種 別 | 料 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ワイドスター通信料 | (1)に規定する料金額に2.0を乗じて得た額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2-2 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

附 則 (令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

2-2 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

(目次)
 第1章～第15章 (略)
 料金表 (略)
 別表
 1～3 (略)
 4 携帯電話事業者の電気通信サービス
 5 I P 電話事業者の電気通信サービス
 6 (略)
 附則

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)
 (注1)～(注2) (略)

第1表 料金

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 (略)

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及びI P 電話通信に係るもの

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料金額 |
|---------|----------|---------|------------------|
| | | | 次の税抜額 (かつこ内は税込額) |
| 通信料 | (略) | (略) | (略) |
| | I P 電話通信 | 3分までごとに | 10.5円 (11.55円) |

(目次)
 第1章～第15章 (略)
 料金表 (略)
 別表
 1～3 (略)
 4 携帯電話事業者に係る区分
 5 I P 電話事業者に係る区分
 6 (略)
 附則

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)
 (注1)～(注2) (略)

第1表 料金

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 (略)

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及びI P 電話通信に係るもの

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料金額 | |
|---------|----------|-------|------------------|----------------|
| | | | 次の税抜額 (かつこ内は税込額) | |
| 通信料 | (略) | (略) | (略) | |
| | I P 電話通信 | グループB | 3分までごとに | 10.5円 (11.55円) |
| | | グループC | 3分までごとに | 10.8円 (11.88円) |

2-2 第2種契約に係るもの
ア (略)

イ 移動体通信及びI P電話通信に係るもの

| 料金種別 | | 単位 | 料金額 |
|------|---------|---------|------------------|
| | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| 通信料 | (略) | (略) | (略) |
| | I P電話通信 | 3分までごとに | 10.5円 (11.55円) |

第5～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

| 協定事業者 | 内 容 |
|------------|---|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 I P電話事業者 | 電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号 (別表5 (I P電話事業者の電気通信サービス) に規定するものに限ります。) を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者 |

別表4 携帯電話事業者の電気通信サービス

| 電気通信サービス |
|------------------|
| 当社が別に定める電気通信サービス |

別表5 I P電話事業者の電気通信サービス

| 電気通信サービス |
|------------------|
| 当社が別に定める電気通信サービス |

別表6 (略)

2-2 第2種契約に係るもの
ア (略)

イ 移動体通信及びI P電話通信に係るもの

| 料金種別 | | 単位 | 料金額 | |
|------|---------|---------|------------------|----------------|
| | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| 通信料 | 移動体通信 | 1分までごとに | 16円 (17.6円) | |
| | I P電話通信 | グループB | 3分までごとに | 10.5円 (11.55円) |
| | | グループC | 3分までごとに | 10.8円 (11.88円) |

第5～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

| 協定事業者 | 内 容 |
|------------|---|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 I P電話事業者 | 電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する当社又は協定事業者 (別表5 (I P電話事業者に係る区分) に規定するものに限ります。) |

別表4 携帯電話事業者に係る区分

| 接続する事業者名 |
|-------------|
| 当社が別に定める事業者 |

別表5 I P電話事業者に係る区分

| 区 分 | 接続する事業者名 |
|-------|-------------|
| グループB | 当社が別に定める事業者 |
| グループC | 当社が別に定める事業者 |

別表6 (略)

| | |
|--|--|
| <p>附 則（令和 5 年12月19日経企第3308号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払ひまたは支払わなければならなかつた音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p> | |
|--|--|